

平成 17 年度食品安全委員会運営計画（素案）のポイント

平成 17 年度においては、特に、以下の取組に重点を置いた委員会の運営を図ることとする。

委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営の一層の推進

- ・ 原則として、毎週、公開で委員会会合を開催
- ・ 委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、企画専門調査会を 6 回開催
- ・ 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について審議するため、リスクコミュニケーション専門調査会をおおむね 1 ～ 2 ヶ月ごとに開催
- ・ 食中毒以外の主要な危害要因ごとの個別の緊急時対応マニュアルの検討を行うため、緊急時対応専門調査会をおおむね 1 ～ 2 ヶ月ごとに開催
- ・ 平成 16 年度運営状況報告書の作成（平成 17 年 5 ～ 6 月ごろ）
- ・ 平成 18 年度運営計画の作成（平成 18 年 2 ～ 3 月ごろ）
- ・ 危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインについて、策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定

委員会の主体的な取組の更なる推進

- ・ 企画専門調査会が中心となって、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を実施（おおむね 6 ヶ月ごと）

- ・ 主体的かつ効率的に食品健康影響評価を行うため、「テーマ設定型」の競争的研究資金制度を導入し、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を開始

効果的なリスクコミュニケーションの推進

- ・ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上
- ・ リスクコミュニケーション専門調査会において、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について審議
- ・ 関係府省の連携により、また、地方公共団体との共催により、全国各地で意見交換会を開催

正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供の一層の推進

- ・ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等の取組を推進

国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理

- ・ 平成16年度からの3年間で整備することとしている「食品安全総合情報システム」について、17年度においては、関係機関相互の連携による共有情報システム、食品安全モニターからの報告等を通じて収集した情報・意見を内容とするモニター情報等データベースを構築